

答申第7号

答 申 書

平成18年12月18日

珠洲市情報公開・個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

珠洲市長（以下「実施機関」という。）が、本件不服申立ての対象となった行政情報につき、非公開とした決定は、妥当である。

第2 不服申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

不服申立人は、珠洲市情報公開条例（平成16年珠洲市条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年5月29日に次の行政情報（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

本件請求文書

平成9年度の除雪に関し、顧問弁護士である代理人に提出した書面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、行政情報を非公開とする理由を次のとおり付して、平成18年6月9日に不服申立人に通知した。

行政情報を非公開とした理由

訴訟の事務に支障を及ぼすため非公開。（条例第7条第6号に該当）

3 不服申立て

不服申立人は、平成18年6月22日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して不服申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年7月28日に条例第18条第1項の規定により、珠洲市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分にかかる不服申立てにつき、諮問を行った。

第3 不服申立人の主張要旨

1 不服申立ての趣旨

平成9年度の除雪に関し、実施機関の代理人である顧問弁護士に提供した書

類を非公開としたというものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が、不服申立書で主張している要旨は次のとおりである。

情報を公開しないのは、条例の趣旨に反し、実施機関の裁量権の乱用と思量される。また、本件請求文書が訴訟に支障を及ぼすことを証する書面及び情報公開条例集の公開請求をしようとしたところ、決定がなされているとの理由で受領されなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は次のとおりである。

(1) 行政情報不存在決定の理由

訴訟の事務に支障を及ぼすため非公開。(条例第7条第6号に該当)

(2) 不服申立人の理由書に添付された訴訟事務に支障を及ぼすことを証する書面は、当該非公開文書を指すものであり、情報公開条例集は、公開されているものとして情報公開請求の対象とならない行政情報である旨を伝え不服申立人も同意したものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る行政情報は、工事代金等請求訴訟について実施機関の代理人である顧問弁護士と協議した準備書面についてである。

2 本件請求文書の非公開について

実施機関は、本件請求文書について請求のあった行政情報は、条例第7条第6号に該当するものとして、本件請求文書は非公開としている。

一方、不服申立人は、工事代金等請求訴訟について実施機関の代理人である顧問弁護士に提供した書類を非公開としたのは、公開を原則としている条例の趣旨に反し、実施機関の裁量権の乱用であるとして不服を申立てている。

まず、本件請求文書について検討する。

(1) 条例第7条第6号イに該当性について

条例第7条第6号イは、公開しないことができる情報として「契約、交

渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産場の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報として規定している。

この趣旨は、公開することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政情報については、非公開とすることを定めたものである。同号で「争訟」を例示したのは、地方公共団体が一方の当事者となる争訟においては、地方公共団体は相手方と対等な立場でこれらを遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要があるからである。例えば、争訟に関しては、争訟上一方の当事者としての地方公共団体がどのような主張、立証をし、どのような証拠を提出していくのか、あるいは相手方の主張、立証に対してどのような反論をしていくのかといった攻撃防御の方針が事前に公開されると、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟事務の遂行に支障が生ずることは明らかである。

こうしたことから本件請求文書が、実施機関の訴訟当事者としての地位を害するおそれがあることは明らかであり、当該事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、実施機関の裁量権について検討する。

- (2) 実施機関が第7条第6号イの規定に基づき非公開としたことが条例違反となるのは、実施機関が与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したと認められる場合に限られる。本件は、不服申立人が訴えを提起した事件の完結していない工事代金請求訴訟にかかる情報であり、公開することによって得られる利益は不服申立人の個人的利益にとどまる。したがって、実施機関が条例第7条第6号イに該当するものとして非公開とした判断に裁量権の濫用、逸脱があったとは認められない。

3 不服申立人のその他の主張について

不服申立人が不服申立書の理由書の中で主張している非公開決定通知にかかる理由となる本件請求文書のことを証する書面については、非公開決定で争訟の事務に支障を及ぼすことを理由としていることから、これを証する書面の公開請求を可能とすることは、本件請求文書そのものであり実施機関が非公開決

定をすることは容易に推測され、これに対してさらにそのことを証する書面の請求ができることとなり堂々巡りになりかねない。また、情報公開条例集は、条例第2条第1号に該当するものとして条例の適用を受けない行政情報である。

条例が市民に公開を求める権利について定めているとしても、不服申立人は条例の趣旨に沿った公開請求を行うことが望ましい。

4 まとめ

条例は、行政情報の公開を請求する権利につき定めること等により、市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、実施機関が行った行政情報非公開決定について判断するものである。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------|------------------------|
| 平成18年 7月28日 | 諮問を受けた。(諮問案件第7号) |
| 平成18年 6月30日 | 不服申立人の理由説明書を受理した。 |
| 平成18年 8月 1日 | 実施機関の決定にかかる理由説明書を受理した。 |
| 平成18年 8月 1日 ↓ 平成18年 8月28日 | 事案について各委員ごとに審査した。 |
| 平成18年 8月29日 (第1回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 平成18年11月14日 | 不服申立人から意見書を受理した。 |
| 平成18年10月11日 ↓ 平成18年12月 8日 | 答申案について各委員ごとに審査した。 |
| 平成18年12月18日 | 事案の答申を行った。 |